Щ

口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

報

每週火·金曜 日発行

年 3 月31日 (金曜日)

圏、」に改め、同様式(その九)の裏中「反鸷代描於醫藻圏」を「反對代描於醫藻圏、

同様式

(その三)

の(裏)、

同

金融機関若しくは」や「若しくは収納代理金融機関、地方税統一QRコード対応金融機

患方洗洗─QRⅡ─下対応愈融藻圏」に改める。

令 和 5

様式(その四)の裏、 別記第八号様式(その一)の裏、同様式(その二)の裏、

「、収納代理金融機関若しくは」や「若しくは収納代理金融機関、地方税統一QRコー 同様式(その五)の裏、 別記第九号様式及び別記第十号様式中

別記第二十一号様式中 | 県の指定金融機関、 収納代理金融機関 指定代理金融機関又は 県税事務所

を

県の指定金融機関、指定代理金融機関若し くは収納代理金融機関、地方税統一QR コード対応金融機関、収納の事務を委託し たコンビニエンスストア又は県税事務所 に改める。

引於醫藻圏、」に改める。 収納代理金融機関若しくは」や「若しくは収納代理金融機関、地方税統一QRコード対 別記第五十三号様式から別記第五十三号様式の三まで及び別記第五十四号様式中「、

同様式(その五)を同様式(その四)とし、 別記第六十五号様式(その三)を削り、同様式(その四)を同様式(その三)とし、 同様式(その六)を同様式(その五)とす

同様式(その六)を同様式(その五)とする。 別記第六十六号様式(その四)を削り、 同様式 (その五) を同様式 (その四)

同様式(その五)を同様式(その四)とする。 別記第六十七号様式(その三)を削り、同様式 (その四) を同様式 (その三) とし、

別記第七十一号様式、別記第七十八号様式、別記第百四号様式及び別記第百十九号様

則

(施行期日)

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

2 所要の調整をして使用することができる。 納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、 この規則の施行の際、 改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による その残存分に限り、

目

次

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)

## 山口県規則第四十四号

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

令和五年三月三十一日

山

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 Ш 口県税賦課徴収条例施行規則 (昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次の

第九条第二項」を削り、同条第十号中「、条例附則第九条第四項」を削る。 第二十五条第七号中「、条例附則第九条第一項」を削り、同条第八号中「、 条例附則

の四第二項若しくは第四項」に改める。 第二十六条中「附則第十一条の四第一項、 第四項若しくは第六項」を「附則第十一条

第三項又は第五項」に改め、 第二十七条中「附則第十 一条の四第二項、 「、条例附則第九条第三項」を削る。 第五項又は第七項」を 「附則第十一条の四

様式(その四)の裏、同様式(その五)の裏及び同様式(その六)の裏中「、収巻代崗 別記第三号様式(その一)の裏、同様式(その二)の裏、同様式 (その三) の(裏) 同

(施行期日)

附

則

令和 五年 三 一 万 三 十 一 

山山  $\Box_{\square}$ 県 知県

事庁

発発 行行 人所

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Ш

口県知事

村 畄

嗣 政

## 令和五年三月三十一日

山口県規則第四十五号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山口県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年山口県規則第七十九号)の一部を次の

に改める。 第十条第二号中「第七百三十三条の十八第七項」を「第七百三十三条の十八第八項」

別記第十四号様式中一 県の指定金融機関、 収納代理金融機関 指定代理金融機関又は 県税事務所

を

県の指定金融機関、指定代理金融機関若し くは収納代理金融機関、地方税統一QR コード対応金融機関、収納の事務を委託し たコンピニエンスストア又は原税事務所

に改める。

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、令和 六年一月一日から施行する。

2 (経過措置) る産業廃棄物税更正通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、 この規則の施行の際、 改正前の山口県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式によ その残存分

に限り、これに所要の調整をして使用することができる。